兵庫県公報

平成21年１月16日　金曜日　　第 2047 号

発　行　人
兵　　庫　　県
神戸市中央区下山手通
５丁目10番１号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日

（兵庫県民の旗＝県旗）

目　　次

告　　示　　　　ページ

○ 換地処分に伴う神戸市の区域内における町及び字の区域変更（市町振興課）…… 1
○ 換地処分に伴う三田市の区域内における字の設定及び字の区域変更（同）…… 3
○ 換地処分に伴う赤穂市の区域内における字の区域変更（同）…… 4
○ 町営土地改良事業の換地計画の認可申請に係る決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）…… 4
○ 家畜伝染病の発生（畜産課）…… 4
○ 保安林の指定（豊かな森づくり課）…… 5
○ 同　　上（同）…… 5
○ 保安林の指定の予定通知（同）…… 5
○ 同　　上（同）…… 6
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水質課）…… 6
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）…… 7
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）…… 8
○ 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）…… 8
○ 同　　上（同）…… 20
○ 同　　上（同）…… 21
○ 平成５年兵庫県告示第189号の３（屋外広告物条例及び屋外広告物条例施行規則に基づく知事が指定する区域等）の一部改正（都市政策課）…… 21
○ 土地区画整理組合の理事の氏名等の届出（市街地整備課）…… 22
○ 道路の位置指定（建築指導課）…… 22

公　　告

○ 私立幼稚園の設置認可（教育課）…… 22
○ 私立専修学校の設置認可（同）…… 22
○ 私立専修学校の廃止認可（同）…… 23
○ 都市計画法第36条第３項に基づく工事完了公告（都市計画課）…… 23

病院局辞令

○ 嘉悦　　博ほか …… 24

警察本部公告

○ 入札公告 …… 24
○ 同　　上 …… 27

告　　示

兵庫県告示第40号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業の実施による換地処分に伴い、神戸市の区域内において、次のとおり、町及び字の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第１項の規定により、神戸市長から届出があった。

この届出に係る処分は、換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成21年１月16日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

変　更　前			変　更　後	
町	字	地　　番	町	字

淡河町野瀬	倉カリ	954の一部　957の一部	八多町屛風	揚石
	新田	346の１の一部　356の一部　358の一部　359の一部	淡河町野瀬	粟島
	白銀子	1033から1035までの各一部　1036の１の一部　1036の２　1037の一部	淡河町野瀬	大谷
	ヒヨ	881の一部　882の一部　889の一部		
八多町屛風	揚石	５の１の一部	淡河町野瀬	大堂
淡河町野瀬	倉カリ	951の一部　952の一部　957の一部		
	袖フリ	112		
	大堂	18の１の一部　19の一部　19の１の一部　20の一部　21　21の１の一部　21の２の一部	淡河町野瀬	倉カリ
	白銀子	1026から1028までの各一部　1031の一部　1033の一部		
	大谷	1101の一部　1104の一部　1105の１の一部　1105の２の一部		
	倉カリ	911の一部　933の９の一部　968の一部	淡河町野瀬	白銀子
	古川	670	淡河町野瀬	西沢
	東前田	822の２の一部　823の２の一部　825の２の一部	淡河町野瀬	西前田
	新田	351の３　391の２　392の１　392の２	淡河町野瀬	東前田
	西前田	799の１　803　804		
	ヒヨ	860の１の一部		
	大谷	1114から1116までの各一部	淡河町野瀬	ヒヨ
	東前田	858　859		
	西沢	599	淡河町神田	坂西

上記のほか、変更前の区域に隣接する道路、水路である国有地の一部は、変更後の区域に編入する。

また、淡河町野瀬字新生岡214の１及び218に隣接する道路である国有地の全部、淡河町野瀬字新田346に隣接する道路である国有地の一部は、淡河町野瀬字粟島に編入する。

また、淡河町野瀬字新田436、444、456、457の１及び457の２に隣接する道路である国有地の全部は、淡河町野瀬字奥台に編入する。

また、淡河町野瀬字白銀子972、973、992から997まで及び1038に隣接する道路である国有地の全部は、淡河町野瀬字倉カリに編入する。

また、淡河町野瀬字倉カリ911の１に隣接する道路である国有地の一部、淡河町野瀬字倉カリ969の２及び969の３に隣接する道路である国有地の一部、淡河町野瀬字大谷1066から1069まで及び1069の１に隣接する道路である国有地の全部は、淡河町野瀬字白銀子に編入する。

また、淡河町野瀬字古川671の２に隣接する道路である国有地の一部は、淡河町野瀬字西沢に編入する。

また、淡河町野瀬字西前田811の１、812の１に隣接する道路である国有地の一部、淡河町野瀬字ヒヨ860の１、863の２、863の４及び863の６に隣接する道路である国有地の全部は、淡河町野瀬字東前田に編入する。
また、淡河町野瀬字粟島263の１に隣接する道路である国有地の一部は、淡河町野瀬字ヒヨに編入する。
また、淡河町神田字平山587の１、588の１、591の１及び592の１に隣接する道路である国有地の全部は、淡河町神田字坂西に編入する。

備考　地番は、平成20年６月２日現在の地番である。

兵庫県告示第41号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業の実施による換地処分に伴い、三田市の区域内において、次のとおり、字の設定及び字の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第１項の規定により、三田市長から届出があった。
この届出に係る処分は、換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。
平成21年１月16日
兵庫県知事　井　戸　敏　三

変更前			変更後	
大字	字	地番	大字	字
香下	西計臼谷	８　10　23	香下	斗臼谷
	西斗臼谷	18から20まで		
	東計臼谷	30　31　34　36から39まで		
	東斗臼谷	32の１　32の２　33　35		
成谷	戸臼谷	402　402の１　403　403の１　404から408まで		
	赤土谷	409から415まで　415の１　415の２　416から421まで		
香下	ユルシケ谷	2095の63	香下	鹿垣谷
成谷	戸臼谷	395から398まで　398の１　399から401まで		
香下	中島	145の一部	香下	三山口
	三山口	113の１　120の１　121の１　123の一部	香下	中島
	鹿垣谷	105から107までの各一部　109の一部		
	中ノ尾	200　202　204　205の１　205の２　206　208　215の２　219の２　219の３		
	下山ガス	247の一部　251の一部　252の一部　253　254の１の一部　254の２の一部　255の一部　257の１から257の３までの各一部		
	中島	180の２の一部	香下	下山ガス
成谷	辰巳	388の２　390の１　390の２　391の１　391の２　392　392の１から392の４まで　393の１　393の２　394		

上記のほか、変更前の区域に隣接する水路である国有地の一部、変更前の区域に隣接介在する道路、

水路である公有地の全部は、変更後の区域に編入する。 また、大字三輪字大道平1305に隣接する道路である公有地の一部は、大字香下字鹿垣谷に編入する。

備考　地番は、平成20年10月７日現在の地番である。

兵庫県告示第42号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく土地区画整理事業の実施による換地処分に伴い、赤穂市の区域内において、次のとおり、字の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第１項の規定により、赤穂市長から届出があった。

この届出に係る処分は、換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成21年１月16日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

変　更　前			変　更　後	
大　字	字	地　番	大　字	字
北野中	下長田	397の112　397の113　397の220	南野中	島　田

備考　地番は、平成20年10月１日現在の地番である。

兵庫県告示第43号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の４において準用する同法第52条の２第１項の規定により、次の町に係る換地計画認可申請については、適当と決定したので、次のとおり換地計画書の写しを縦覧に供する。

なお、この決定について不服がある場合には、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して、15日以内に兵庫県知事に対して異議の申出をすることができる。

平成21年１月16日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

町の名称	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
佐用郡佐用町	大坪地区	平成21年１月16日から 同　年２月５日まで	佐用郡佐用町役場

兵庫県告示第44号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第１項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成21年１月16日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

１　家畜伝染病の種類	ヨーネ病	
２　家畜の種類	牛（ホルスタイン種）	
３　患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数	患畜　１頭	患畜　２頭
４　発生場所	洲本市	多可郡多可町

５　発生年月日	平成20年12月１日	平成20年12月１日
６　その他参考となるべき事項	ＥＬＩＳＡ検査により発見	ＥＬＩＳＡ検査により発見

兵庫県告示第45号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の２第１項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成21年１月16日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

１　保安林の所在場所

姫路市夢前町山之内字子リキ庚147の７から庚147の11まで

２　指定の目的

土砂の流出の防備

３　指定施業要件

⑴　立木の伐採の方法

ア　次の森林については、主伐は、択伐による。

字子リキ庚147の７・庚147の８（以上２筆について次の図に示す部分に限る。）

イ　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

⑵　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、中播磨県民局地域振興部姫路農林水産振興事務所及び姫路市役所に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第46号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の２第１項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成21年１月16日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

１　保安林の所在場所

西宮市塩瀬町名塩字南山5318の１（次の図に示す部分に限る。）

２　指定の目的

土砂の流出の防備

３　指定施業要件

⑴　立木の伐採の方法

ア　主伐は、択伐による。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

⑵　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、阪神南県民局地域振興部及び西宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第47号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定

である旨の通知があった。

平成21年１月16日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

１　保安林予定森林の所在場所

姫路市安富町塩野字向山213の20、安富町安志字下当田1299の６、1299の８、1299の９、安富町長野字下当田口449の１、449の２

２　指定の目的

土砂の流出の防備

３　指定施業要件

⑴　立木の伐採の方法

ア　次の森林については、主伐は、択伐による。

字向山213の20（次の図に示す部分に限る。）

イ　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

⑵　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、中播磨県民局地域振興部姫路農林水産振興事務所及び姫路市役所に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第48号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成21年１月16日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

１　保安林予定森林の所在場所

たつの市新宮町牧字笹谷2233の１、2236の33、2236の34、2236の46

２　指定の目的

土砂の流出の防備

３　指定施業要件

⑴　立木の伐採の方法

ア　次の森林については、主伐は、択伐による。

字笹谷2233の１（次の図に示す部分に限る。）、2236の46

イ　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

⑵　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局地域振興部龍野農林振興事務所及びたつの市役所に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第49号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第５条第１項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成21年１月16日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

１　申請の概要

⑴　申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名

ハリマ化成株式会社加古川製造所

加古川市野口町水足671－４

取締役所長　高　馬　　哲

⑵　工場又は事業場の名称及び所在地

ハリマ化成株式会社加古川製造所

加古川市野口町水足671－４

⑶　特定施設に関する事項

種類		33号リ　廃ガス洗浄施設	
能力		50m^3／分	
工事着手予定年月日		許可後	
工事完成予定年月日		着手後１箇月	
使用開始予定年月日		完成後	
使用時間の間隔及び１日当たりの使用時間		24時間連続	
使用時間の季節的変動の概要		な　し	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区分	通常	最大
	水素イオン濃度（水素指数）	7	5～9
	生物化学的酸素要求量（単位　mg／L）	3,000	10,000
	化学的酸素要求量（単位　mg／L）	5,000	10,000
	浮遊物質量（単位　mg／L）	30	100
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量（単位　m^3／日）		0	0.3

備考　汚水等の処理は外部業者に委託するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

２　縦覧の期間及び場所

⑴　期間　平成21年１月16日から同年２月６日まで

⑵　場所　兵庫県農政環境部環境管理局水質課及び加古川市環境部環境政策課

兵庫県告示第50号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第１項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成21年１月16日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

１　作業種類

公共測量（固定資産、道路台帳、都市計画）

２　作業期間

平成20年12月25日から平成21年２月28日まで

３　作業地域
　　尼崎市

兵庫県告示第51号

　測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第２項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

　　平成21年１月16日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

１　作業種類
　　公共測量（３級基準点測量）
２　作業期間
　　平成20年３月24日から同年12月22日まで
３　作業地域
　　尼崎市水堂町及び塚口町内

兵庫県告示第52号

　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第６条第１項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

　　平成21年１月16日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

名　　称	指　定　の　区　域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
中郷Ⅰ（109000001）	相生市矢野町上土井（別図１のとおり）	急傾斜地の崩壊
宮本Ⅰ（109000002）	相生市若狭野町下土井（別図２のとおり）	急傾斜地の崩壊
奥山Ⅰ（109000003）	相生市若狭野町若狭野（別図３のとおり）	急傾斜地の崩壊
八洞(2)Ⅰ（109000004）	相生市若狭野町野々（別図４のとおり）	急傾斜地の崩壊
株分(1)Ⅰ（109000005）	相生市若狭野町野々（別図５のとおり）	急傾斜地の崩壊
株分(2)Ⅰ（109000006）	相生市若狭野町野々（別図６のとおり）	急傾斜地の崩壊
緑ヶ丘(1)(1)Ⅰ（109000007）	相生市緑ヶ丘１丁目（別図７のとおり）	急傾斜地の崩壊
鶴亀Ⅰ（109000008）	相生市若狭野町入野（別図８のとおり）	急傾斜地の崩壊
東後明Ⅰ（109000009）	相生市若狭野町東後明（別図９のとおり）	急傾斜地の崩壊
龍泉(2)Ⅰ（109000010）	相生市龍泉町（別図10のとおり）	急傾斜地の崩壊
龍泉(3)Ⅰ（109000011）	相生市龍泉町（別図11のとおり）	急傾斜地の崩壊
龍泉(1)Ⅰ（109000012）	相生市龍泉町（別図12のとおり）	急傾斜地の崩壊

山手(1) I (109000013)	相生市陸（別図13のとおり）	急傾斜地の崩壊
菅原(1)(1) I (109000014)	相生市山手１丁目（別図14のとおり）	急傾斜地の崩壊
那波 I (109000015)	相生市那波野（別図15のとおり）	急傾斜地の崩壊
那波野(1) I (109000016)	相生市那波野（別図16のとおり）	急傾斜地の崩壊
古池(2) I (109000017)	相生市相生（別図17のとおり）	急傾斜地の崩壊
古池(1) I (109000018)	相生市相生（別図18のとおり）	急傾斜地の崩壊
双葉(1) I (109000019)	相生市双葉３丁目（別図19のとおり）	急傾斜地の崩壊
古池本町 I (109000020)	相生市相生（別図20のとおり）	急傾斜地の崩壊
垣内(1) I (109000021)	相生市双葉１丁目（別図21のとおり）	急傾斜地の崩壊
旭(3) I (109000022)	相生市旭３丁目（別図22のとおり）	急傾斜地の崩壊
旭(4) I (109000023)	相生市相生（別図23のとおり）	急傾斜地の崩壊
旭(5) I (109000024)	相生市相生（別図24のとおり）	急傾斜地の崩壊
旭(6) I (109000025)	相生市相生（別図25のとおり）	急傾斜地の崩壊
大島(2) I (109000026)	相生市旭５丁目（別図26のとおり）	急傾斜地の崩壊
大島(1) I (109000027)	相生市旭５丁目（別図27のとおり）	急傾斜地の崩壊
旭(7) I (109000028)	相生市相生（別図28のとおり）	急傾斜地の崩壊
旭(8) I (109000029)	相生市相生（別図29のとおり）	急傾斜地の崩壊
旭(9) I (109000030)	相生市相生（別図30のとおり）	急傾斜地の崩壊
旭(10) I (109000031)	相生市相生（別図31のとおり）	急傾斜地の崩壊
相生(1) I (109000032)	相生市相生（別図32のとおり）	急傾斜地の崩壊
旭(2) I (109000033)	相生市相生（別図33のとおり）	急傾斜地の崩壊
旭(11) I (109000034)	相生市相生（別図34のとおり）	急傾斜地の崩壊

旭(1) I (109000035)	相生市相生（別図35のとおり）	急傾斜地の崩壊
川原 I (109000036)	相生市相生（別図36のとおり）	急傾斜地の崩壊
大谷(2) I (109000037)	相生市相生（別図37のとおり）	急傾斜地の崩壊
大谷(3) I (109000038)	相生市相生（別図38のとおり）	急傾斜地の崩壊
大谷(1) I (109000039)	相生市川原町（別図39のとおり）	急傾斜地の崩壊
相生(2) I (109000040)	相生市相生５丁目（別図40のとおり）	急傾斜地の崩壊
相生(3) I (109000041)	相生市相生４丁目（別図41のとおり）	急傾斜地の崩壊
龍山 I (109000042)	相生市相生（別図42のとおり）	急傾斜地の崩壊
網之浦 I (109000043)	相生市相生（別図43のとおり）	急傾斜地の崩壊
野瀬(1) I (109000044)	相生市野瀬（別図44のとおり）	急傾斜地の崩壊
葛ヶ浜(1) I (109000045)	相生市相生（別図45のとおり）	急傾斜地の崩壊
鰯浜 I (109000046)	相生市相生（別図46のとおり）	急傾斜地の崩壊
古宮 I (109000048)	相生市那波東本町（別図47のとおり）	急傾斜地の崩壊
本町(1) I (109000049)	相生市那波本町（別図48のとおり）	急傾斜地の崩壊
浜 I (109000050)	相生市那波大浜町（別図49のとおり）	急傾斜地の崩壊
南本町(1) I (109000051)	相生市那波南本町（別図50のとおり）	急傾斜地の崩壊
西本町(1) I (109000052)	相生市那波西本町（別図51のとおり）	急傾斜地の崩壊
西本町(2) I (109000053)	相生市那波西本町（別図52のとおり）	急傾斜地の崩壊
西本町(3) I (109000054)	相生市那波西本町（別図53のとおり）	急傾斜地の崩壊
佐方(4) I (109000055)	相生市那波（別図54のとおり）	急傾斜地の崩壊
佐方(6) I (109000056)	相生市那波（別図55のとおり）	急傾斜地の崩壊
山崎(1) I (109000057)	相生市佐方（別図56のとおり）	急傾斜地の崩壊

佐方(2) I (109000058)	相生市佐方（別図57のとおり）	急傾斜地の崩壊
佐方(1) I (109000059)	相生市佐方３丁目（別図58のとおり）	急傾斜地の崩壊
佐方(7) I (109000060)	相生市佐方３丁目（別図59のとおり）	急傾斜地の崩壊
佐方(5) I (109000061)	相生市佐方（別図60のとおり）	急傾斜地の崩壊
佐方(3) I (109000062)	相生市佐方（別図61のとおり）	急傾斜地の崩壊
相生(4) I (109000063)	相生市相生（別図62のとおり）	急傾斜地の崩壊
千尋(3) I (109000064)	相生市相生（別図63のとおり）	急傾斜地の崩壊
千尋(2) I (109000065)	相生市千尋町（別図64のとおり）	急傾斜地の崩壊
千尋(1) I (109000066)	相生市桜ヶ丘町（別図65のとおり）	急傾斜地の崩壊
坪根(1) I (109000067)	相生市相生（別図66のとおり）	急傾斜地の崩壊
千尋(4) I (109000068)	相生市相生（別図67のとおり）	急傾斜地の崩壊
佐方(8) I (109000069)	相生市佐方（別図68のとおり）	急傾斜地の崩壊
龍泉(4) I (109000070)	相生市ひかりが丘（別図69のとおり）	急傾斜地の崩壊
ひかりが丘 I (109000071)	相生市陸（別図70のとおり）	急傾斜地の崩壊
菅原(2) I (109000072)	相生市ひかりが丘（別図71のとおり）	急傾斜地の崩壊
那波野(2) I (109000073)	相生市那波野（別図72のとおり）	急傾斜地の崩壊
那波野(3) I (109000074)	相生市那波野（別図73のとおり）	急傾斜地の崩壊
山手(2) I (109000075)	相生市山手２丁目（別図74のとおり）	急傾斜地の崩壊
那波野(4) I (109000076)	相生市那波野１丁目（別図75のとおり）	急傾斜地の崩壊
相生(5) I (109000077)	相生市相生（別図76のとおり）	急傾斜地の崩壊
旭(12) I (109000078)	相生市相生（別図77のとおり）	急傾斜地の崩壊
大谷(4) I (109000079)	相生市相生（別図78のとおり）	急傾斜地の崩壊

大谷(5) I （109000080）	相生市大谷町（別図79のとおり）	急傾斜地の崩壊
大谷(6) I （109000081）	相生市大谷町（別図80のとおり）	急傾斜地の崩壊
大谷(7) I （109000082）	相生市大谷町（別図81のとおり）	急傾斜地の崩壊
野瀬(2) I （109000083）	相生市野瀬（別図82のとおり）	急傾斜地の崩壊
葛ヶ浜(2) I （109000084）	相生市相生（別図83のとおり）	急傾斜地の崩壊
双葉(2) I （109000085）	相生市双葉１丁目（別図84のとおり）	急傾斜地の崩壊
双葉(3) I （109000086）	相生市相生（別図85のとおり）	急傾斜地の崩壊
垣内(2) I （109000087）	相生市垣内町（別図86のとおり）	急傾斜地の崩壊
旭(13) I （109000088）	相生市旭５丁目（別図87のとおり）	急傾斜地の崩壊
本町(2) I （109000089）	相生市那波本町（別図88のとおり）	急傾斜地の崩壊
旭(14) I （109000090）	相生市旭５丁目（別図89のとおり）	急傾斜地の崩壊
本町(3) I （109000091）	相生市那波（別図90のとおり）	急傾斜地の崩壊
本町(4) I （109000092）	相生市那波（別図91のとおり）	急傾斜地の崩壊
本町(5) I （109000093）	相生市那波西本町（別図92のとおり）	急傾斜地の崩壊
南本町(2) I （109000094）	相生市那波南本町（別図93のとおり）	急傾斜地の崩壊
千尋(5) I （109000095）	相生市千尋町（別図94のとおり）	急傾斜地の崩壊
千尋(6) I （109000096）	相生市千尋町（別図95のとおり）	急傾斜地の崩壊
千尋(7) I （109000097）	相生市千尋町（別図96のとおり）	急傾斜地の崩壊
相生(6) I （109000098）	相生市相生（別図97のとおり）	急傾斜地の崩壊
佐方(9) I （109000099）	相生市相生（別図98のとおり）	急傾斜地の崩壊
峯浦(1) I （109000100）	相生市佐方（別図99のとおり）	急傾斜地の崩壊
峯浦(2) I （109000101）	相生市佐方（別図100のとおり）	急傾斜地の崩壊

緑ヶ丘(2)(1)Ⅰ (109000102)	相生市緑ヶ丘１丁目（別図101のとおり）	急傾斜地の崩壊
緑ヶ丘(3)Ⅰ (109000103)	相生市緑ヶ丘１丁目（別図102のとおり）	急傾斜地の崩壊
青葉台(1)(1)Ⅰ (109000104)	相生市青葉台（別図103のとおり）	急傾斜地の崩壊
佐方(10)Ⅰ (109000105)	相生市佐方（別図104のとおり）	急傾斜地の崩壊
佐方(11)Ⅰ (109000106)	相生市佐方（別図105のとおり）	急傾斜地の崩壊
桜ヶ丘(1)(1)Ⅰ (109000107)	相生市桜ヶ丘町（別図106のとおり）	急傾斜地の崩壊
桜ヶ丘(2)(1)Ⅰ (109000108)	相生市桜ヶ丘町（別図107のとおり）	急傾斜地の崩壊
坪根(2)Ⅰ (109000109)	相生市相生（別図108のとおり）	急傾斜地の崩壊
那波野Ⅰ (109000110)	相生市那波野（別図109のとおり）	急傾斜地の崩壊
西本町Ⅰ (109000111)	相生市那波西本町（別図110のとおり）	急傾斜地の崩壊
西後明Ⅰ (109000112)	相生市若狭野町西後明（別図111のとおり）	急傾斜地の崩壊
菅原(1)(2)Ⅰ (109000113)	相生市ひかりが丘（別図112のとおり）	急傾斜地の崩壊
山手(1)Ⅰ (109000114)	相生市山手１丁目（別図113のとおり）	急傾斜地の崩壊
垣内(3)Ⅰ (109000115)	相生市垣内町（別図114のとおり）	急傾斜地の崩壊
桜ヶ丘(1)(2)Ⅰ (109000116)	相生市桜ヶ丘町（別図115のとおり）	急傾斜地の崩壊
緑ヶ丘(1)(2)Ⅰ (109000117)	相生市緑ヶ丘４丁目（別図116のとおり）	急傾斜地の崩壊
緑ヶ丘(2)(2)Ⅰ (109000118)	相生市緑ヶ丘４丁目（別図117のとおり）	急傾斜地の崩壊
青葉台(1)(2)Ⅰ (109000119)	相生市青葉台（別図118のとおり）	急傾斜地の崩壊
青葉台(2)Ⅰ (109000120)	相生市青葉台（別図119のとおり）	急傾斜地の崩壊
青葉台(3)Ⅰ (109000121)	相生市青葉台（別図120のとおり）	急傾斜地の崩壊
青葉台(4)Ⅰ (109000122)	相生市青葉台（別図121のとおり）	急傾斜地の崩壊
青葉台(5)Ⅰ (109000123)	相生市青葉台（別図122のとおり）	急傾斜地の崩壊

桜ヶ丘(2)(2)Ⅰ （109000124）	相生市桜ヶ丘町（別図123のとおり）	急傾斜地の崩壊
雨内Ⅱ （109000125）	相生市若狭野町雨内（別図124のとおり）	急傾斜地の崩壊
下土井(1)Ⅱ （109000126）	相生市若狭野町下土井（別図125のとおり）	急傾斜地の崩壊
下土井(2)Ⅱ （109000127）	相生市若狭野町下土井（別図126のとおり）	急傾斜地の崩壊
下田Ⅱ （109000128）	相生市矢野町下田（別図127のとおり）	急傾斜地の崩壊
西後明(1)Ⅱ （109000129）	相生市若狭野町西後明（別図128のとおり）	急傾斜地の崩壊
西後明(2)Ⅱ （109000130）	相生市矢野町下田（別図129のとおり）	急傾斜地の崩壊
西後明(3)Ⅱ （109000131）	相生市若狭野町西後明（別図130のとおり）	急傾斜地の崩壊
龍泉(1)Ⅱ （109000132）	相生市龍泉町（別図131のとおり）	急傾斜地の崩壊
龍泉(2)Ⅱ （109000133）	相生市龍泉町（別図132のとおり）	急傾斜地の崩壊
龍泉(3)Ⅱ （109000134）	相生市龍泉町（別図133のとおり）	急傾斜地の崩壊
東後明(1)Ⅱ （109000135）	相生市龍泉町（別図134のとおり）	急傾斜地の崩壊
東後明(2)Ⅱ （109000136）	相生市龍泉町（別図135のとおり）	急傾斜地の崩壊
東後明(3)Ⅱ （109000137）	相生市龍泉町（別図136のとおり）	急傾斜地の崩壊
鶴亀Ⅱ （109000138）	相生市若狭野町入野（別図137のとおり）	急傾斜地の崩壊
龍泉(4)Ⅱ （109000139）	相生市龍泉町（別図138のとおり）	急傾斜地の崩壊
八洞(1)Ⅱ （109000140）	相生市若狭野町八洞（別図139のとおり）	急傾斜地の崩壊
上松(1)Ⅱ （109000141）	相生市若狭野町野々（別図140のとおり）	急傾斜地の崩壊
上松(2)Ⅱ （109000142）	相生市若狭野町野々（別図141のとおり）	急傾斜地の崩壊
上松(3)Ⅱ （109000143）	相生市若狭野町野々（別図142のとおり）	急傾斜地の崩壊
東本町(3)Ⅱ （109000144）	相生市那波東本町（別図143のとおり）	急傾斜地の崩壊
山手Ⅱ （109000145）	相生市陸（別図144のとおり）	急傾斜地の崩壊

双葉(1)Ⅱ (109000146)	相生市双葉３丁目（別図145のとおり）	急傾斜地の崩壊
古池本町Ⅱ (109000147)	相生市古池本町（別図146のとおり）	急傾斜地の崩壊
旭(1)Ⅱ (109000148)	相生市相生（別図147のとおり）	急傾斜地の崩壊
旭(2)Ⅱ (109000149)	相生市旭５丁目（別図148のとおり）	急傾斜地の崩壊
川原町Ⅱ (109000150)	相生市川原町（別図149のとおり）	急傾斜地の崩壊
葛ヶ浜(1)Ⅱ (109000151)	相生市相生（別図150のとおり）	急傾斜地の崩壊
葛ヶ浜(2)Ⅱ (109000152)	相生市相生（別図151のとおり）	急傾斜地の崩壊
鰯浜Ⅱ (109000153)	相生市相生（別図152のとおり）	急傾斜地の崩壊
南本町Ⅱ (109000154)	相生市那波南本町（別図153のとおり）	急傾斜地の崩壊
千尋Ⅱ (109000155)	相生市千尋町（別図154のとおり）	急傾斜地の崩壊
西谷町(1)Ⅱ (109000156)	相生市那波（別図155のとおり）	急傾斜地の崩壊
西谷町(2)Ⅱ (109000157)	相生市西谷町（別図156のとおり）	急傾斜地の崩壊
西谷町(3)Ⅱ (109000158)	相生市西谷町（別図157のとおり）	急傾斜地の崩壊
佐方(1)Ⅱ (109000159)	相生市佐方（別図158のとおり）	急傾斜地の崩壊
佐方(2)Ⅱ (109000160)	相生市佐方３丁目（別図159のとおり）	急傾斜地の崩壊
佐方(3)Ⅱ (109000161)	相生市佐方（別図160のとおり）	急傾斜地の崩壊
龍泉(5)Ⅱ (109000162)	相生市龍泉町（別図161のとおり）	急傾斜地の崩壊
八洞Ⅱ (109000163)	相生市若狭野町八洞（別図162のとおり）	急傾斜地の崩壊
菅原(2)Ⅱ (109000164)	相生市菅原町（別図163のとおり）	急傾斜地の崩壊
山手(2)Ⅱ (109000165)	相生市山手１丁目（別図164のとおり）	急傾斜地の崩壊
双葉Ⅱ (109000166)	相生市双葉１丁目（別図165のとおり）	急傾斜地の崩壊
上土井(5)Ⅲ (109000167)	相生市矢野町上土井（別図166のとおり）	急傾斜地の崩壊

上土井(6)Ⅲ（109000168）	相生市若狭野町下土井（別図167のとおり）	急傾斜地の崩壊
下土井Ⅲ（109000169）	相生市若狭野町下土井（別図168のとおり）	急傾斜地の崩壊
寺田(1)Ⅲ（109000170）	相生市矢野町上土井（別図169のとおり）	急傾斜地の崩壊
寺田(2)Ⅲ（109000171）	相生市若狭野町寺田（別図170のとおり）	急傾斜地の崩壊
寺田(3)Ⅲ（109000172）	相生市若狭野町寺田（別図171のとおり）	急傾斜地の崩壊
若狭野町Ⅲ（109000173）	相生市若狭野町寺田（別図172のとおり）	急傾斜地の崩壊
西後明(1)Ⅲ（109000174）	相生市矢野町下田（別図173のとおり）	急傾斜地の崩壊
西後明(2)Ⅲ（109000175）	相生市矢野町下田（別図174のとおり）	急傾斜地の崩壊
西後明(3)Ⅲ（109000176）	相生市若狭野町西後明（別図175のとおり）	急傾斜地の崩壊
龍泉町(1)Ⅲ（109000177）	相生市若狭野町東後明（別図176のとおり）	急傾斜地の崩壊
入野Ⅲ（109000178）	相生市若狭野町入野（別図177のとおり）	急傾斜地の崩壊
龍泉町(2)Ⅲ（109000179）	相生市那波（別図178のとおり）	急傾斜地の崩壊
山手一丁目Ⅲ（109000180）	相生市陸（別図179のとおり）	急傾斜地の崩壊
那波野(3)Ⅲ（109000181）	相生市那波野（別図180のとおり）	急傾斜地の崩壊
向陽台Ⅲ（109000182）	相生市相生（別図181のとおり）	急傾斜地の崩壊
相生(1)Ⅲ（109000183）	相生市相生（別図182のとおり）	急傾斜地の崩壊
相生(2)Ⅲ（109000184）	相生市相生（別図183のとおり）	急傾斜地の崩壊
相生(3)Ⅲ（109000185）	相生市相生（別図184のとおり）	急傾斜地の崩壊
大谷町(1)Ⅲ（109000186）	相生市相生（別図185のとおり）	急傾斜地の崩壊
大谷町(2)Ⅲ（109000187）	相生市相生（別図186のとおり）	急傾斜地の崩壊
野瀬Ⅲ（109000188）	相生市野瀬（別図187のとおり）	急傾斜地の崩壊
鰯浜(1)Ⅲ（109000189）	相生市相生（別図188のとおり）	急傾斜地の崩壊

鰯浜(2)Ⅲ (109000190)	相生市相生（別図189のとおり）	急傾斜地の崩壊
鰯浜(3)Ⅲ (109000191)	相生市相生（別図190のとおり）	急傾斜地の崩壊
旭五丁目Ⅲ (109000192)	相生市相生（別図191のとおり）	急傾斜地の崩壊
那波南本町Ⅲ (109000193)	相生市那波（別図192のとおり）	急傾斜地の崩壊
青葉台Ⅲ (109000194)	相生市那波（別図193のとおり）	急傾斜地の崩壊
西谷町(1)Ⅲ (109000195)	相生市那波（別図194のとおり）	急傾斜地の崩壊
西谷町(2)Ⅲ (109000196)	相生市那波（別図195のとおり）	急傾斜地の崩壊
佐方一丁目Ⅲ (109000197)	相生市佐方（別図196のとおり）	急傾斜地の崩壊
千尋町Ⅲ (109000198)	相生市相生（別図197のとおり）	急傾斜地の崩壊
佐方(1)Ⅲ (109000199)	相生市佐方（別図198のとおり）	急傾斜地の崩壊
佐方(2)Ⅲ (109000200)	相生市佐方（別図199のとおり）	急傾斜地の崩壊
佐方(3)Ⅲ (109000201)	相生市佐方（別図200のとおり）	急傾斜地の崩壊
龍泉町(3)Ⅲ (109000202)	相生市龍泉町（別図201のとおり）	急傾斜地の崩壊
相生(4)Ⅲ (109000203)	相生市相生（別図202のとおり）	急傾斜地の崩壊
寺田(1)Ⅰ (209000001)	相生市若狭野町寺田（別図203のとおり）	土石流
若狭野町３Ⅰ (209000002)	相生市若狭野町下土井（別図204のとおり）	土石流
福井１Ⅰ (209000003)	相生市若狭野町福井（別図205のとおり）	土石流
福井３Ⅰ (209000004)	相生市若狭野町若狭野（別図206のとおり）	土石流
若狭野１Ⅰ (209000005)	相生市若狭野町若狭野（別図207のとおり）	土石流
入野１Ⅰ (209000006)	相生市若狭野町入野（別図208のとおり）	土石流
京ノ尾川Ⅰ (209000007)	相生市若狭野町野々（別図209のとおり）	土石流
若狭野町野々Ⅰ (209000008)	相生市若狭野町入野（別図210のとおり）	土石流

若狭野町野々２Ｉ （209000009）	相生市若狭野町雨内（別図211のとおり）	土石流
若狭野町野々３Ｉ （209000010）	相生市若狭野町雨内（別図212のとおり）	土石流
雨内Ｉ （209000011）	相生市若狭野町雨内（別図213のとおり）	土石流
小坪Ｉ （209000013）	相生市相生（別図214のとおり）	土石流
相生３Ｉ （209000014）	相生市千尋町（別図215のとおり）	土石流
千尋町１Ｉ （209000015）	相生市千尋町（別図216のとおり）	土石流
佐方川Ｉ （209000016）	相生市佐方３丁目（別図217のとおり）	土石流
千尋町２Ｉ （209000017）	相生市佐方２丁目（別図218のとおり）	土石流
青葉台Ｉ （209000018）	相生市青葉台（別図219のとおり）	土石流
佐方２Ｉ （209000019）	相生市佐方１丁目（別図220のとおり）	土石流
那波大谷川２Ｉ （209000020）	相生市那波本町（別図221のとおり）	土石流
那波大谷川１Ｉ （209000021）	相生市那波本町（別図222のとおり）	土石流
東後明２Ｉ （209000022）	相生市若狭野町東後明（別図223のとおり）	土石流
龍泉町Ｉ （209000023）	相生市龍泉町（別図224のとおり）	土石流
西後明１Ｉ （209000024）	相生市若狭野町西後明（別図225のとおり）	土石流
上松２Ｉ （209000025）	相生市若狭野町上松（別図226のとおり）	土石流
若狭野町鶴亀Ｉ （209000026）	相生市若狭野町入野（別図227のとおり）	土石流
龍泉町２Ｉ （209000027）	相生市龍泉町（別図228のとおり）	土石流
那波東本町Ｉ （209000028）	相生市那波東本町（別図229のとおり）	土石流
菅原町１Ｉ （209000029）	相生市菅原町（別図230のとおり）	土石流
菅原町２Ｉ （209000030）	相生市菅原町（別図231のとおり）	土石流
那波下水道Ｉ （209000031）	相生市那波本町（別図232のとおり）	土石流

那波野Ⅰ （209000032）	相生市那波野（別図233のとおり）	土石流
那波野２Ⅰ （209000033）	相生市那波野（別図234のとおり）	土石流
古池大谷川２Ⅰ （209000034）	相生市古池２丁目（別図235のとおり）	土石流
古池１Ⅰ （209000035）	相生市古池本町（別図236のとおり）	土石流
古池２Ⅰ （209000036）	相生市古池本町（別図237のとおり）	土石流
古池大谷川１Ⅰ （209000037）	相生市古池１丁目（別図238のとおり）	土石流
山手Ⅰ （209000038）	相生市山手１丁目（別図239のとおり）	土石流
古池５Ⅰ （209000039）	相生市双葉３丁目（別図240のとおり）	土石流
旭５Ⅰ （209000040）	相生市旭５丁目（別図241のとおり）	土石流
旭４Ⅰ （209000041）	相生市旭５丁目（別図242のとおり）	土石流
旭６Ⅰ （209000042）	相生市旭６丁目（別図243のとおり）	土石流
旭７Ⅰ （209000043）	相生市旭６丁目（別図244のとおり）	土石流
旭８Ⅰ （209000044）	相生市旭６丁目（別図245のとおり）	土石流
旭９Ⅰ （209000045）	相生市旭６丁目（別図246のとおり）	土石流
旭１Ⅰ （209000046）	相生市旭２丁目（別図247のとおり）	土石流
旭２Ⅰ （209000047）	相生市旭２丁目（別図248のとおり）	土石流
旭３Ⅰ （209000048）	相生市旭２丁目（別図249のとおり）	土石流
大谷右一号川Ⅰ （209000049）	相生市大谷町（別図250のとおり）	土石流
大谷町Ⅰ （209000050）	相生市大谷町（別図251のとおり）	土石流
沼谷川Ⅰ （209000051）	相生市大谷町（別図252のとおり）	土石流
相生４Ⅰ （209000052）	相生市相生１丁目（別図253のとおり）	土石流
猪師子川Ⅰ （209000053）	相生市相生（別図254のとおり）	土石流

寺田(2)Ⅱ (209000054)	相生市若狭野町寺田（別図255のとおり）	土石流
下土井Ⅱ (209000055)	相生市若狭野町下土井（別図256のとおり）	土石流
福井２Ⅱ (209000056)	相生市若狭野町福井（別図257のとおり）	土石流
相生１Ⅱ (209000057)	相生市相生（別図258のとおり）	土石流
相生２Ⅱ (209000058)	相生市相生（別図259のとおり）	土石流
桜川Ⅱ (209000059)	相生市桜ヶ丘町（別図260のとおり）	土石流
東後明１Ⅱ (209000060)	相生市若狭野町東後明（別図261のとおり）	土石流
龍泉町３Ⅱ (209000061)	相生市龍泉町（別図262のとおり）	土石流
龍泉町４Ⅱ (209000062)	相生市龍泉町（別図263のとおり）	土石流
若狭野町２Ⅱ (209000063)	相生市矢野町下田（別図264のとおり）	土石流
下田５Ⅱ (209000064)	相生市矢野町下田（別図265のとおり）	土石流
若狭野町１Ⅱ (209000065)	相生市若狭野町西後明（別図266のとおり）	土石流
上松１Ⅱ (209000066)	相生市若狭野町上松（別図267のとおり）	土石流
古池３Ⅱ (209000067)	相生市相生（別図268のとおり）	土石流
古池４Ⅱ (209000068)	相生市古池本町（別図269のとおり）	土石流
垣内町Ⅱ (209000069)	相生市垣内町（別図270のとおり）	土石流
葛浜Ⅱ (209000070)	相生市相生（別図271のとおり）	土石流
佐方１Ⅲ (209000071)	相生市佐方３丁目（別図272のとおり）	土石流

（別図１から別図272までは省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、西播磨県民局県土整備部上郡土木事務所及び相生市役所に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第53号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第６条第１項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成21年１月16日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

名　　称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
金ヶ崎Ｉ （109000047）	相生市相生 たつの市御津町室津（別図１のとおり）	急傾斜地の崩壊

（別図１は省略し、この図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、西播磨県民局県土整備部上郡土木事務所、西播磨県民局県土整備部龍野土木事務所、相生市役所及びたつの市役所に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第54号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第６条第１項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成21年１月16日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

名　　称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
若狭野２Ｉ （209000012）	相生市若狭野町若狭野 赤穂市有年牟礼（別図１のとおり）	土石流

（別図１は省略し、この図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、西播磨県民局県土整備部上郡土木事務所、相生市役所及び赤穂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第55号

平成５年兵庫県告示第189号の３（屋外広告物条例及び屋外広告物条例施行規則に基づく知事が指定する区域等）の一部を次のように改正し、平成21年４月１から施行する。

平成21年１月16日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

２⑴の表７の款を削り、同表８の款を同表７の款とし、同表９の款中「大阪府境」を「西宮市・芦屋市境」に、「芦屋市 尼崎市」を「芦屋市」に改め、同款を同表８の款とし、同表10の款中「大阪府境」を「西宮市・芦屋市境」に、「芦屋市 尼崎市」を「芦屋市」に改め、同款を同表９の款とし、同表11の款を同表10の款とし、同表12の款を同表11の款とし、同表備考　１中「及び西宮市域内」を「、尼崎市域内及び西宮市域内」に改める。

２⑵の表67の款中「尼崎市東難波町地内一般国道２号との交点」を「尼崎市・伊丹市境」に、「尼崎市 伊丹市」を「伊丹市」に改め、同表備考　１中「及び西宮市域内」を「、尼崎市域内及び西宮市域内」に改める。

２⑶の表１の款中「大阪府境」を「尼崎市・伊丹市境」に、「尼崎市 伊丹市」を「伊丹市」に改め、同表備考　１中「及び西宮市域内」を「、尼崎市域内及び西宮市域内」に改める。

２⑷の表２の款中「大阪府境」を「尼崎市・伊丹市境」に、「尼崎市 伊丹市」を「伊丹市」に改め、同表９の款、13の款及び16の款中「大阪府境」を「西宮市・芦屋市境」に、「尼崎市 芦屋市」を「芦屋市」に改め、同表備考　１中「及び西宮市域内」を「、尼崎市域内及び西宮市域内」に改める。

４⑴アの表１の款中「神崎川への合流点」を「大阪府・尼崎市・伊丹市それぞれの府市域の交点」に、「伊丹市 尼崎市」を「伊丹市」に改め、同表６の款中「河口」を「西宮市・尼崎市・伊丹市それぞれの市域の交点」

に、「伊丹市　尼崎市」を「伊丹市」に改める。

４(1)イの表備考中「神戸市域内」を「神戸市域内、姫路市域内、尼崎市域内及び西宮市域内」に改める。

10(1)の表備考中「及び西宮市域内」を「、尼崎市域内及び西宮市域内」に改める。

10(2)の表５の款中「尼崎市東難波町地内一般国道２号との交点」を「尼崎市・伊丹市境」に、「尼崎市　伊丹市」を「伊丹市」とし、同表備考中「及び西宮市域内」を「、尼崎市域内及び西宮市域内」に改める。

10(5)の表１の款中「神崎川への合流点」を「大阪府・尼崎市・伊丹市それぞれの府市域の交点」に、「伊丹市　尼崎市」を「伊丹市」に改め、同表２の款中「河口」を「西宮市・尼崎市・伊丹市それぞれの市域の交点」に、「伊丹市　尼崎市」を「伊丹市」に改める。

兵庫県告示第56号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第１項の規定により、篠山市篠山口駅西土地区画整理組合から次のとおり理事の氏名等の届出があった。

平成21年１月16日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

	氏　名	住　所
退任理事	小野田　隆　嘉	篠山市大沢一丁目14番地１

兵庫県告示第57号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第１項第５号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、その関係図書は、平成21年１月16日から淡路県民局県土整備部建築課において縦覧に供する。

平成21年１月16日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

指定番号	指定年月日（平成年月日）	道路の位置	幅員（メートル）	延長（メートル）
第H20淡路位置0003号	20.12.26	南あわじ市賀集野田字西ノ原36番、37番の各一部	6.00 5.33	60.46 6.00

公　告

私立幼稚園の設置認可

学校教育法（昭和22年法律第26号）第４条の規定により、次のとおり私立幼稚園の設置を平成20年12月24日に認可した。

平成21年１月16日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

名　称	位　置	設置者	総定員	開園年月日
まあや幼稚園	たつの市揖保川町二塚385番地の１	社会福祉法人こどもの国	30人	平成21年４月１日

私立専修学校の設置認可

学校教育法（昭和22年法律第26号）第130条の規定により、次のとおり私立専修学校の設置を平成20年12月25日に認可した。

平成21年１月16日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

名　　称	位　　置	設 置 者	課　　程	総定員	開校年月日
専門学校神戸国際ビジネスカレッジ	神戸市須磨区中落合３丁目16番４号	学校法人神戸創造学園	商業実務専門課程 文化教養一般課程	200人	平成21年４月１日

私立専修学校の廃止認可

学校教育法（昭和22年法律第26号）第130条の規定により、次のとおり私立専修学校の廃止を平成20年12月22日に認可した。

平成21年１月16日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

名　　称	位　　置	設 置 者	廃止年月日
神戸デジタル専門学校	神戸市中央区琴ノ緒町４丁目４番７号	学校法人都築育英学園	平成20年12月22日

都市計画法第36条第３項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第１項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成21年１月16日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

１⑴　開発区域又は工区に含まれる地域の名称

高砂市阿弥陀町魚橋字反田790番３の一部、791番１の一部、793番の一部、794番１から794番４までの各一部、794番５、795番の一部、796番の一部、810番２

⑵　開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

高砂市米田町島２番地

ヤング開発株式会社　代表取締役　伊　藤　勝　之

⑶　許可年月日及び許可番号

平成20年５月22日

兵庫県指令東播（建）第１－３号（20高砂）

２⑴　開発区域又は工区に含まれる地域の名称

小野市黍田町字片山799番２の一部、799番４、800番１の一部、800番４の一部、800番６、800番７、800番８の一部

⑵　開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

神戸市西区糀台３丁目30番地の１

小　倉　正　和

小野市黍田町866番地

稲　岡　明　生

大阪市都島区都島本通４丁目７番27号　ふじマンションＡ－２号

小　倉　一　将

⑶　許可年月日及び許可番号

平成20年６月13日

兵庫県指令北播（建）第１－４号（20小野）

３⑴　開発区域又は工区に含まれる地域の名称

三木市別所町小林字大崩244番１、244番２、244番34の一部、244番57、244番74の一部、244番76、244番95、244番98の一部、244番108、244番109の一部、247番３

同　市別所町小林字入道ヶ鼻119番60、119番65

⑵　開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
三木市別所町小林244番地の１
広野化学工業株式会社　代表取締役　坂　井　幸　嗣
⑶　許可年月日及び許可番号
平成20年12月26日
兵庫県指令開第１－４－２号（18三木）
４⑴　開発区域又は工区に含まれる地域の名称
西脇市野村町1560番２
⑵　開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
西脇市日野町143
株式会社タカソー　代表取締役　吉　田　孝　明
⑶　許可年月日及び許可番号
平成20年９月29日
兵庫県指令北播（建）第１－６－２号（20西脇）

病　院　局　辞　令

平成20年12月31日付
（県立がんセンター麻酔センター次長兼診療部麻酔科部長・県立加古川病院診療部麻酔科部長）
嘉　悦　　博
（県立尼崎病院診療部耳鼻咽喉科部長）
長谷部　誠　司
願により兵庫県職員を免ずる
平成21年１月１日付
藤　木　暢　也
県立尼崎病院診療部耳鼻咽喉科部長に補する

警　察　本　部　公　告

入札公告

ＷＴＯに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。
平成21年１月16日
契約担当者
兵庫県警察本部長　太　田　裕　之

１　調達内容
⑴　購入物品及び数量
平成21年度兵庫県警察車両用タイヤ及びチューブの購入並びに平成21年度兵庫県警察本部車両（普通車及び大型車）のタイヤ組替え及びパンク修理の単価契約

ア	タイヤ	予定数量	約4,300本
イ	チューブ	予定数量	約490枚
ウ	タイヤ組替え（普通車）	予定数量	約1,900本
エ	タイヤ組替え（大型車）	予定数量	約150本
オ	パンク修理	予定数量	約100本

⑵　購入物品の規格及び条件
購入物品の規格等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する規格、条件を有すること。
⑶　納入場所
兵庫県内全域
⑷　納入期間
平成21年４月１日（水）から平成22年３月31日（水）まで
⑸　入札方法
上記(1)の物品について入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の

100分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2　一般競争入札参加資格

⑴　物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定されたものであること。

⑵　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

⑶　県の指名停止基準に基づく指名停止を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。

⑷　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3　入札書の提出場所等

⑴　申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒650-8510　神戸市中央区下山手通５丁目４番１号
兵庫県警察本部総務部装備課　担当　有馬
電話（078）341－7441　内線　2343

⑵　申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成21年１月16日（金）から同月30日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
毎日午前10時から午後６時まで

⑶　入札・開札の日時及び場所

平成21年２月25日（水）午後１時00分
神戸市中央区下山手通５丁目４番１号　兵庫県警察本部４階入札室

⑷　入札書の提出期限

上記⑶の開札日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成21年２月24日（火）午後６時までに上記⑴に必着のこと。

4　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

⑵　入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の105）の100分の５以上の額の入札保証金を平成21年２月23日（月）午後６時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に契約担当者を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

⑶　契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に契約担当者を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

⑷　入札者に要求される義務

ア　この一般競争に参加を希望する者は、県内の各地区ごとに最低必要数の営業所等を確保できることを確認するために「営業所及びメンテナンス業者（設置）一覧表」を提出すること。

イ　タイヤ・チューブの供給能力の確保のために元請け会社の「代理店証明書」等を提出すること。

ウ　納入しようとするタイヤ・チューブの品質を証するために「品質証明書」等を提出すること。

エ　上記アからウまでの証明書は平成21年１月30日（金）までに提出すること。

オ　入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アからウまでの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

⑸　入札に関する条件

ア　入札書は、上記３(3)の日時及び場所に直接持参すること。ただし、郵送等による入札の場合は、平成21年２月24日（火）午後６時までに上記３(1)の場所に必着のこと。
イ　所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定（平成21年４月１日）までであること。
ウ　入札者又はその代理人が同一事項について２通以上した入札でないこと。
エ　同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は２人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
オ　連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
カ　入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
キ　代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
ク　入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。
ケ　入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
コ　再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
(ｱ)　初度の入札に参加して有効な入札をした者
(ｲ)　初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となったもの以外の者
サ　入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

(6)　入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7)　契約書の作成の要否

要作成

(8)　落札者の決定方法

入札説明書で示した車両用タイヤ・チューブを納入、タイヤ交換及びパンク修理ができると契約担当者が判断した入札者であって財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(9)　その他

詳細は、入札説明書による。

5　Summary for the bid announcement.

(1)　Person in charge:
Hiroyuki Ota
Chief of Hyogo Prefectural Police H.Q.

(2)　Products to be purchased:

a.Tires for vehicles:	Approx. 4,300
b.Inner tubes:	Approx. 490
c.Changing tyres(Standard sized car):	Approx. 1,900
d.Changing tyres(Large sized car):	Approx. 150
e.Repairing flat tyres :	Approx. 100

(3)　Delivery period:
From April 1, 2009 to March 31, 2010

(4)　Delivery places:
The designated place by chief of Hyogo Prefectural Police H.Q.

(5)　Deadline for the application forms:
18:00, January 30, 2009

(6)　Deadline for bidding:
18:00, February 24, 2009 by Mail;
13:00, February 25, 2009 by direct delivery

(7)　Secretariat:

Arima
Equipment Division Hyogo Prefectural Police H.Q.
5-4-1, Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe 650-8510
TEL (078)341-7441 EXT 2343

入札公告

ＷＴＯに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成21年１月16日

契約担当者
兵庫県警察本部長　太　田　裕　之

1　調達内容

⑴　購入物品及び数量

平成21年度兵庫県警察本部車両用燃料の単価契約

ア　レギュラーガソリン　予定数量　約104万リットル
イ　ハイオクガソリン　予定数量　約76万リットル
ウ　軽　油　予定数量　約４万リットル

⑵　購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

⑶　納入場所

落札者が提供できる兵庫県内及び兵庫県外に存する指定給油所のうち契約担当者が指定する給油所

⑷　納入期間

平成21年４月１日（水）から平成22年３月31日（水）まで

⑸　入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、上記(1)ウの物品の落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額から軽油引取税を減じた残額に予定数量を乗じて得た金額の100分の５に相当する額を加算した金額(当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から軽油引取税を減じた額の105分の100に相当する価格に軽油引取税を加算した価格を入札書に記載すること。

2　一般競争入札参加資格

⑴　物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格(登録) 者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定されたものであること。

⑵　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

⑶　県の指名停止基準に基づく指名停止を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）　の提出期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。

⑷　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。

3　入札書の提出場所等

⑴　申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒650-8510　神戸市中央区下山手通５丁目４番１号
兵庫県警察本部総務部装備課　担当　有馬
電話（078）341－7441　内線　2343

⑵　申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成21年１月16日（金）から同月30日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

毎日午前10時から午後６時まで

⑶　入札・開札の日時及び場所

平成21年２月25日（水）午前10時00分

神戸市中央区下山手通５丁目４番１号　兵庫県警察本部４階入札室

⑷　入札書の提出期限

上記(3)の入札･開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成21年２月24日（火）午後６時までに上記(1)の場所に必着のこと。

４　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

⑵　入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の105）の100分の５以上の額の入札保証金を平成21年２月23日（月）午後６時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に契約担当者を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

⑶　契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に契約担当者を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

⑷　入札者に要求される義務

ア　この一般競争に参加を希望する者は、県内の各地区ごとに最低必要数の給油所を確保でき、かつ神戸、阪神、東播及び西播の各地区ごとに最低１箇所の休日営業が確保できる等を確認するために「給油所保有（設置）証明書」を提出すること。

イ　県外各地に臨時給油所の設定が可能であることが確認できる書類を提出すること。

ウ　ガソリン供給能力の確保のために石油元請け会社の「特約店証明書」等を提出すること。

エ　納入しようとするガソリン等の品質を証明するために「品質証明書」を提出すること。

オ　上記アからエまでの証明書等は平成21年１月30日（金）までに提出すること。

カ　入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アからエまでの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

⑸　入札に関する条件

ア　入札書は、上記３(3)の日時及び場所に直接持参すること。ただし、郵送等による入札の場合は、平成21年２月24日（火）午後６時までに、上記３(1)の場所に必着のこと。

イ　所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成21年４月１日）までであること。

ウ　入札者又はその代理人が同一事項について２通以上した入札でないこと。

エ　同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は２人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ　連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ　入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ　代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク　入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ　入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ　再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

㈠　初度の入札に参加して有効な入札をした者

㈡　初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となったもの以外の者

サ　入札の対象となる調達に係る予算が議決されその予算の執行が可能であること。

⑹　入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

⑺　契約書の作成の要否

要作成

⑻　落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

⑼　その他

詳細は、入札説明書による。

５　Summary for the bid announcement.

⑴　Person in charge:

Hiroyuki Ota

Chief of Hyogo Prefectural Police H.Q.

⑵　Products to be purchased:

a. Regular gasoline	Approx.	1,040,000 liters
b. High-octane gasoline	Approx.	760,000 liters
c. Light oil	Approx.	40,000 liters

⑶　Delivery period:

From April 1, 2009 to March 31, 2010

⑷　Delivery places:

The designated place by chief of Hyogo Prefectural Police H.Q.

⑸　Deadline for the application forms:

18:00, January 30, 2009

⑹　Deadline for bidding:

18:00, February 24, 2009 by Mail;

10:00, February 25, 2009 by direct delivery

⑺　Secretariat:

Arima

Equipment Division Hyogo Prefectural Police H.Q.

5-4-1, Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe 650-8510

TEL (078)341-7441 EXT 2343